

おかしいと思ったら、あきらめないで今すぐ相談!

消費生活センター

では

消費者被害の救済やその未然防止のための相談や啓発、
消費生活に役立つ情報提供などを行っています。

振り込め詐欺による
被害



多重債務についての
ご相談



契約や取引に関する
悪質商法被害



こんなときには
ご相談ください!

商品の使用による
事故



商品・サービスへの
疑問・相談



消費生活相談専用電話

043-207-3000

月曜～金曜日(祝日・年末年始は除く)
第2、第4土曜日(電話相談のみ)
午前9:00～午後4:30(平成22年3/31
までは午後4:00)

【全国共通】消費者ホットライン: TEL. 0570-064-370 (年末年始を除いて原則毎日) 市消費生活センターの他、県の相談窓口
もしくは国民生活センターをご案内します。



Chiba city Consumer Affairs Center

千葉市消費生活センター

消費生活センターでは相談の他にもこんなことをしています。



講師の派遣

消費生活相談員等が講師となって、地域の集まりに伺い、消費者トラブルの防止と対処法などの講座を行っています。



講演会、講座

専門講師による消費生活に関する知識やトラブルの未然防止など暮らしに役立つ講演会や講座を行っています。



情報の提供

暮らしの情報誌「いずみ」やホームページなどで、消費者トラブルの相談事例や講座案内など消費生活に役立つ情報を提供しています。



消費生活センター施設の利用

消費生活に関する図書・ビデオ等の閲覧や貸出しを行っています。また、消費者団体等へ施設の貸出しも行っています。



千葉市消費生活センター

- JR千葉駅／西口經由北口広場から徒歩約8分(約600m)
- 千葉都市モノレール／千葉駅から徒歩約10分(約800m)
／千葉公園駅から徒歩約13分(約1km)
- 駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

〒260-0045 千葉市中央区弁天1丁目25番1号 暮らしのプラザ内
TEL. 043-207-3601 FAX. 043-207-3111 [休館：土・日曜日、祝日、年末年始]
<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/>

